

## 浦安市被災者生活再建支援制度の概要

### 1. 名称

浦安市被災者生活再建支援事業

### 2. 目的

- (1) 平成 23 年東北地方太平洋地震により、被災した戸建住宅に居住する世帯に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金及び千葉県被災者住宅対策支援事業に基づく補助金並びに千葉県被災者住宅再建資金利子補給事業に上乘せ等を実施し、生活再建を支援することを目的とする。
- (2) 平成 23 年東北地方太平洋地震により、被災した区分所有集合住宅の管理組合に対し、上・下水道、電気、ガス、電話・通信設備など（「以下、ライフラインという」）の補修を実施する場合にその経費の一部を補助し、また、当該集合住宅の共用部分のライフラインの補修に係る資金を金融機関から借り入れる場合に利子の一部を助成することで、生活再建を支援することを目的とする。

### 3. 補助金支給

#### (1) 支援対象

##### ① 戸建住宅

平成 23 年東北地方太平洋地震により、被災し、浦安市から全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の罹災証明書の発行を受け、現に居住する家屋の同一敷地内で、家屋の建替え、補修、地盤復旧を行う世帯

##### ② 集合住宅

平成 23 年東北地方太平洋地震により、被災した集合住宅のライフラインの補修を実施する集合住宅の管理組合

#### (2) 支援期間 37 カ月

## (3) 戸建住宅

単位：万円

被災程度	再建方法	国		県	市
		基礎支援	再建加算		
全壊	建替え	100	200		100
	別の場所に新築	100	200		
	新規住宅購入	100	200		
	中古住宅購入	100	200		
	住宅賃貸	100	50		
	補修	100	100		100
	解体	100			
大規模半壊	建替え	50(100*)	200		100
	別の場所に新築	50	200		
	新規住宅購入	50	200		
	中古住宅購入	50	200		
	住宅賃貸	50	50		
	補修	50	100		100
	解体	50(100*)			
半壊	建替え	100*	200		100
	別の場所に新築				
	新規住宅購入				
	中古住宅購入				
	住宅賃貸				
	補修			25	25
	解体	100*			
	地盤復旧			100	100
一部損壊	建替え				100
	別の場所に新築				
	新規住宅購入				
	中古住宅購入				
	住宅賃貸				
	補修				
	解体			100	
	地盤復旧			100	100

※半壊・大規模半壊の判定を受け、やむを得ない理由で解体した場合は、全壊と見なされ、基礎支援金として100万円が国から支給される。建替える場合は、基礎支援のほかに再建加算もある。

- 市の各被災程度における複数の再建方法による補助金の併給は出来ない。
- 木造のタウンハウス（リバーサイド・弁天2丁目）は、国及び県の補助金は居住

世帯に支給し、市の独自補助は、戸建住宅と見なして算出し、管理組合に支給する。

- 補助金の支給は、原則として当該住宅の所有者であり居住している世帯が対象とする。
- 限度額に満たない場合は、要した額の不足分を上限とする。

(4) 集合住宅

ライフラインの復旧にかかった経費の3分の1の額で、1の管理組合当たり3,000万円を上限とする。

- 非木造のタウンハウスは、集合住宅として見なし、管理組合を対象に支給する。

#### 4. 利子補給

(1) 利子補給期間 5年間

(2) 戸建て住宅

① 支援対象

被災した世帯が家屋の建替え、補修、地盤復旧を行うに当たり、当該資金を金融機関から借り入れる場合

② 助成額

千葉県被災者住宅再建資金利子補給事業を基に千葉県との共同で利子相当分を助成する。

(3) 集合住宅

① 支援対象

被災した区分所有集合住宅の管理組合が当該集合住宅の共用部分のライフラインの補修に係る資金を金融機関から借り入れる場合

② 助成額

利子相当分を助成する。